

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型） を実施する者に対する補助事業の第2回公募についての公示

令和7年9月26日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

この度、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）を実施する者に対する補助事業の第2回公募を開始しますので、お知らせします。

※令和7年度予算の執行状況等に応じ、公募期限の延長等をする可能性があります。

本事業は、地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援することで、大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資することを目的とするものです。

1. 補助対象とする事業の内容

地域グループが行う広域モデル策定型※の成果を踏まえ、地域協議会（地方公共団体及び原則として複数の地域グループで構成されるもの）は、木造応急仮設住宅、復興住宅等（以下「モデル住宅等」という。）のモデル的整備（以下「地域モデル実装型」という。）を実施することができる。

※木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修、訓練等、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じたモデル的取組。

2. 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、地域協議会であって、次の（1）から（5）までの全てを満たすことを要件とする。

- （1）補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- （2）補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- （3）補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- （4）補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- （5）補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由

で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

3. 事業期間（予定）

採択後^{※1} ～ 令和8年2月中旬^{※2}

※1 採択通知は、令和7年11月中下旬を目途とする。ただし、審査状況により、採択通知の発出予定時期が前後する可能性に留意すること。

※2 採択時に案内する、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）交付事務局（以下「交付事務局」という。）に対する完了実績報告書の提出期限とする。なお、モデル住宅等の本体の整備については、採択後に着手（モデル住宅等を着工）し、令和8年1月30日（金）までに完了する計画とすること。

4. 補助事業者の募集に関する質問の受付及び回答

（1）受付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

電子メール hqt-mokuzou@ki.mlit.go.jp

（2）受付方法

- ・電子メールにて受け付ける（来訪等による問合せには対応しない。）。
- ・質問には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、電子メールアドレスを併記するものとする。

（3）受付期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月31日（金）18:00まで

5. 公募要領の交付期間及び担当部局等

（1）交付期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月24日（金）18:00まで

（2）担当部局

評価事務局（（一社）環境共生まちづくり協会）

電子メール chiikimodel@kkj.or.jp

（3）方法

- ・上記担当部局にて電子媒体をもって配布する。
- ・公募要領の交付を希望する場合は、（2）の電子メールアドレスへその旨連絡すること。

6. 提案書等の提出期限及び方法

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）18:00 まで（必着）

(2) 場所

5. (2) の担当部局

(3) 方法

以下のソフト及び形式で作成したデータを電子メールで提出すること。

「Just System 一太郎 2004～」 「Microsoft Word2003～」

「Microsoft Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」

※ 応募に関する質問は、公募要領に記載した方法（電子メール）にて受け付ける（来訪等による問い合わせには対応しない。）。

7. 審査・採択方法

提出された提案書等について、公募要領に掲げる補助要件への適合有無について評価事務局が総合的に審査し、補助要件に適合すると判断された地域協議会に対して、令和 7 年度予算の範囲内において、国土交通省が採択及び配分額の決定を行う。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は 5. (2) に同じ。
- (3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、提案書等を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。

以上